

# 一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用      お知らせ      （令和7年度No.12）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1 各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準について

別添2 金融機関の防犯基準に基づく対策の推進について

別添3 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの改正について

全警協発第 34 号

令和 8 年 2 月 16 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

警察庁丁生企発第 80 号  
令和 8 年 2 月 13 日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)、「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁を図ることとされています。

これを受けて、官公需における各府省庁等の契約において、受注企業の労務費・原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」(令和 7 年 12 月 16 日府省庁等申合せ)のとおり、令和 7 年度末までに順次、低入札価格調査基準の見直しを行う等の申合せが行われたところです。

つきましては、別添「各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準の検討依頼について」(令和 8 年 2 月 13 日付け、警察庁丁生企発第 79 号)のとおり、各府省庁等契約担当課長等宛ての文書を発出しましたので、警備業務に係る競争契約の参考として頂くとともに、貴協会におかれましては、各都道府県警備業協会及び各加盟員に対し、周知をお願い申し上げます。

警察庁丁生企発第 79 号  
令和 8 年 2 月 13 日

各府省庁等契約担当課長 殿  
総務省自治行政局行政課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準の検討依頼について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁を図ることとされています。

これを受けて、官公需における各府省庁等の契約において、受注企業の労務費・原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」（令和 7 年 12 月 16 日府省庁等申合せ）のとおり、令和 7 年度末までに順次、低入札価格調査基準の見直しを行う等の申合せが行われたところです。

つきましては、警備業務に係る競争契約において、予定価格算出の基礎として「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務労務単価」、「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を用いる場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準（低入札価格調査基準）に係る現場業務の適切な履行に必要な経費の目安については、その者の申込みに係る価格が、予定価格算出の基礎となった直接人件費の額と、直接物品費の額と、業務管理費の額に 10 分の 3 及び一般管理費等の額に 10 分の 3 をそれぞれ乗じて得た額との合計額に満たない場合とするなど、業務内容や地域の実情等に応じ、労務費等の適切な価格転嫁が図られるよう、貴府省庁等において検討見直しする際に御配意頂くとともに、関係する部局及び地方自治体にも周知をお願いいたします。

なお、基準の見直しにあたっては、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 102 条の 3 の規定に基づく財務大臣（財務省主計局法規課）への協議を要する旨申し添えます。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課警備係  
電話番号 03-3581-0141 (3041・3042・3043)

全警協発第 39 号

令和 8 年 2 月 20 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

金融機関の防犯基準に基づく対策の推進について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁生活安全局生活安全企画課長から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底させていただきますようお願い申し上げます。

なお、この防犯基準は、関係者以外は「不公表」とされておりますので、取扱いには十分ご留意ください

謹 白

警察庁丁生企発第89号  
令和8年2月17日

一般社団法人  
全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

金融機関の防犯基準に基づく対策の推進について(依頼)

向春の候、貴殿におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は警察業務の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金融機関等の防犯対策については、令和2年5月22日策定の「金融機関の防犯基準」等に基づき、強盗、窃盗等の未然防止と発生時の適切な対応を推進しているところでありますが、令和7年中の特殊詐欺の認知件数及び被害額がいずれも過去最悪となるほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が急増するなど、極めて深刻な情勢にあります。また、フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯についても高水準で推移しており、予断を許さない情勢にあります。このような情勢を踏まえて、金融機関の防犯基準を改定しましたので、貴殿関係部分について別添のとおり送付します（貴殿関係部分については従来からの変更はありません）。

この防犯基準は、義務等を生じるものではありませんが、貴殿におかれましても金融機関等における防犯対策の重要性に御理解をいただき、引き続き傘下の警備業者に対して当該防犯基準に基づく金融機関等の対策の推進について御指導をお願いいたします。

なお、この防犯基準は、関係者以外は「不公表」にするとともに、過去に策定・発出した金融機関の防犯基準は廃止しますので、御注意をお願いします。

全警協発第 40 号

令和 8 年 2 月 20 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底  
マニュアルの改正について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露対策室長から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

事務連絡  
令和8年2月13日

関係団体の長

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課環境改善・ばく露対策室長

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底  
マニュアルの改正について

日頃より建築物等の解体等における石綿のばく露防止及び飛散漏えい防止対策に  
御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物等の解体等に係る労働者の石綿のばく露防止及び一般環境への石綿  
飛散漏えい防止対策を円滑かつ的確に実施していただくために「建築物等の解体等  
に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月  
厚生労働省、環境省）」をとりまとめ、周知・活用を図っているところです。

今般、同マニュアルについて、下記の改正を行いましたので、貴団体所属の事業  
者等に幅広く周知くださるようお願いいたします。

なお、改正箇所一覧及び改正後のマニュアルは、以下のホームページに掲載して  
いることを申し添えます。

○改正箇所一覧及び改正後のマニュアルの掲載先（URL 又は QR コード）

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)



#### 記

- 1 事前調査の信頼性向上を図るため、分析調査の試料採取について、調査者等以  
外の者が試料採取する場合は、調査者等の指示の下で行わせることとしたこと。
- 2 解体等作業中に発電機等の内燃機関を使用することによる一酸化炭素中毒事  
故を防止するための対策を明記したこと。
- 3 その他、所要の改正を行ったこと。

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課環境改善・ばく露対策室  
担当 佐久間、仁木  
TEL 03-5253-1111（内 5511）